

平成 29 年度学校等への健康づくり専門家派遣事業実施要領

栃木県保健福祉部健康増進課

1 目的

この事業は、健康づくりの各分野における専門家を学校等に派遣し、健康教育・医療教育を実施することにより、児童生徒等が生涯を通じた健康づくりの基礎となる、より良い生活習慣を習得することを目的とする。

2 事業内容

生活習慣病の予防に向け、子どもの頃から適切な生活習慣を身につけるため、健康づくりの各分野の専門家（大学教授、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、管理栄養士等）を学校に派遣し、健康教育・医療教育を実施する。

ただし、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師が任命又は委嘱された学校において、学校保健安全法施行規則第 22 条から第 24 条の業務に従事した場合、又は県内の公立学校に勤務する学校栄養職員、栄養教諭、養護教諭を公立学校へ派遣することについてはこの事業の対象外とする。

(1) 対象とする教育内容

原則として、県内の小・中・高等学校の児童生徒に対する健康教育・医療教育を対象とするが、保護者等が参加することにより、児童生徒の健康課題を解決しようとする事業（学校保健委員会等）についても対象とする。

(2) 専門家の担当分野

栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、がん教育、脳卒中、歯・口腔ケアに関する分野とする。

ただし、心身の発育・発達（性に関する指導、誕生学等）に関するテーマはこの事業の対象外とする。

(3) 実施回数 4 5 回程度

(4) 派遣期間 平成 29 年 6 月 1 日～平成 30 年 2 月 28 日まで

3 実施方法

(1) 本事業の実施を希望する学校は、別表により「健康づくり専門家派遣事業計画書（別記様式 1）」を下記の期日までに提出する。

第 1 次募集 平成 29 年 5 月 12 日

第 2 次募集 随時

(2) 健康増進課、広域健康福祉センター及び県教育委員会事務局健康福利課は、学校から提出された「健康づくり専門家派遣事業計画書」を審査し、適当と認める場合は、決定通知を送付する。ただし、応募件数が、派遣回数を超える場合は、実施校の選考を行い決定する。

(3) 実施校決定通知を受けた学校は、以下により手続きを行う。

開催日時等を学校と健康づくり専門家で調整の上「健康づくり専門家派遣事業申請書」（別記様式 2）を研修会等の開催予定日の 2 週間前までに別表により提出する。

(4) 学校は、本事業実施終了後2週間以内に「健康づくり専門家派遣事業報告書」（別記様式3）を別表により提出する。なお、報告書を県のホームページに掲載する場合があるため、公表の可否について専門家に確認すること。

4 経費

県の予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより負担する。

5 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施についての必要な事項は別に定めることとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から運用する。

【別表】

提出先	学校の所在地等
県北健康福祉センター	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市 那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
県西健康福祉センター	鹿沼市、日光市
県東健康福祉センター	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県南健康福祉センター	栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町
安足健康福祉センター	足利市、佐野市
健康増進課	宇都宮市、私立学校、国立学校
県教育委員会事務局 健康福利課	県立学校（中学校、高等学校、特別支援学校）